

令和 3 年 7 月 1 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

「令和 4 年度プラスチック製容器包装再生処理事業者登録」 の申請に関する重要事項

昨今、再商品化製品の適正な利用が確認できない事例が散見されており、その対応として利用事業者の引取同意書の申請条件等を変更します。

変更内容を以下に記しますので、再生処理事業者の皆様には適正な利用の確保に向けて対応を行っていただきますようお願いいたします。

1. 令和 4 年度登録申請に関する変更点

(1) 再商品化製品新規利用事業者の定義の変更

従来、新規利用事業者の定義を、貴社に対して引取り実績の有無により新規・既存を区分していたが、令和 4 年度登録申請以降、貴社における実績の有無ではなく、全国の他の再生処理事業者における過去の再商品化製品販売実績の有無で区分する。

同意書の提出にあたり、他の再生処理事業者の再商品化製品の利用実績の有無については、利用事業者を確認していただき対応すること。過去の実績が不明な場合は、新規利用事業者として申請すること。

なお、新規利用施設・既存利用施設の定義については、従来と同様、当該再生処理事業者にとって利用実績の有無によって区分される。

【再商品化製品利用事業者の新規・既存の区分】

- 新規利用事業者：当該再生処理事業者のみならず、過去に他の再生処理事業者の再商品化製品を利用したことがない利用事業者
- 既存利用事業者：当該再生処理事業者のみならず、過去に他の再生処理事業者の再商品化製品を利用して協会に実績報告が行われた実績がある利用事業者

※利用事業者の社名変更・合併・会社分割・事業譲渡は、原則新規利用事業者として扱うこと。不明な点があれば、協会に相談すること。

【再商品化製品利用施設の新規・既存の区分】

- 新規利用施設：当該再生処理事業者にとって、過去に再商品化製品を利用したことがない施設。新規利用事業者の施設は、全て新規利用施設となる。
- 既存利用施設：当該再生処理事業者にとって、過去に再商品化製品を販売した実績のある施設。

(2) 再商品化製品利用施設全て（新規・既存を問わない）における指定可燃物貯蔵取扱届の確認

① 指定可燃物貯蔵取扱届の確認

全ての利用施設について、現地確認・現地訪問時に、施設の敷地内・屋外に保管する合成樹脂類に関する指定可燃物貯蔵取扱届の届け出の有無を確認する必要がある。

令和4年度以降の現地検査時に、現地訪問記録を確認する必要があるため、令和3年度末までに全ての利用事業者における指定可燃物貯蔵取扱届の有無を確認しておくこと。

【指定可燃物貯蔵取扱届出の確認方法等】

- ・現地訪問ができない場合は、電話での口頭確認又はメールでの確認を可とする。
- ・現地訪問した場合は、届出の書面での確認又は掲示で確認する。
- ・届出のコピーや、看板等の写真画像の提出は不要。再生処理事業者自身の責任で確認し、実態を把握しておくこと。
- ・利用施設の敷地内・屋外の届出確認は必須とするが、利用施設から離れた外部倉庫についての届出確認は不要とする。

② 新規利用事業者への現地確認記録の項目追加及び協会への提出

新規利用事業者の引取同意書を申請する場合には、申請前に必ず再生処理事業者が新規利用施設の現地確認を実施し、「指定可燃物貯蔵取扱届の届け出有無」を加えた11項目を確認し、引取同意書に現地確認記録を添付し提出すること（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、特例としていた現地確認の免除は認められない）。

既存利用事業者の新規利用施設については、特例として現地確認を免除でき、現地確認記録を引取同意書に添付する必要はない。

③ 既存利用事業者の新規施設及び既存施設における現地確認・現地訪問記録の項目追加

既存利用事業者の新規施設及び既存施設への現地確認・現地訪問時には、「指定可燃物貯蔵取扱届の届け出有無」を加えた事項を確認し、現地確認記録・現地訪問記録として保存しておくこと。記録は、登録申請書類としての提出は不要だが、協会による再生処理事業者への現地検査時に確認する必要がある。

(3) 新規利用事業者の引取同意書における会社案内の提出

新規利用事業者の引取同意書を申請するときには、会社概要・業務内容等が把握可能な会社案内を提出すること。なお、会社概要・業務内容等が確認可能な利用事業者ホームページが存在する場合は、会社案内等の提出を不要とする。

会社案内やホームページにおいて再商品化製品を適切に利用することが可能と判断できない場合には、追加の資料を求めることがある。

(4) 再商品化製品利用事業者への現地訪問及び現地確認の新型コロナ特例対応

・既存利用事業者の既存施設及び新規利用施設

新型コロナウイルス感染拡大防止の特例を適用し、現地確認・現地訪問を免除することを可能とする（電話・メールでの確認は行うこと）。

ただし、再生処理事業者側の出張ルール及び利用事業者側の受け入れルール上問題無しとなった段階で、速やかに現地訪問を行うこと。

・新規利用事業者

昨今、再商品化製品の適正な利用が確認できない事例が散見されるため、新型コロナ特例を適用せず、申請前に必ず、再生処理事業者が新規利用事業者の現場確認を実施すること。

上記事項について、以下の表にまとめた。

	新規利用事業者	既存利用事業者	
	新規施設	既存施設	新規施設
現地確認・現地訪問	必須	免除可	免除可
指定可燃物届出確認期限	引取同意書提出前	令和4年3月31日まで	令和4年3月31日まで
協会への指定可燃物届出コピー、 看板の写真画像提出	不要	不要	不要
現地確認・現地訪問記録提出	必須	不要	不要
会社案内（HP無の場合）	必須	不要	不要

2. 令和4年度登録申請に関する留意事項

以下は、昨年度との変更点ではないが、注意すべき事項のため記載する。

(1) 施設能力の申告値について

＜工場属性情報の入力（様式2）に関わる重要事項＞

施設の能力については「再生処理能力（投入量）」①と「うち容器包装引き取り能力（投入量）」②の二つの入力をお願いしていますが、「うち容器包装引き取り能力（投入量）」②については、容リ以外の廃棄物等を受け入れる場合の減量分を勘案するだけでなく、より実態に近い引き取り能力値を申告していただきたい。入札時の落札可能量・減量申請は、原則認められません。

なお、「うち容器包装引き取り能力（投入量）」②を変更した場合、関連する施設関係書類（4. 処理工程に沿った物質収支と処理量、5. 操業体制等）の見直し、提出も必要となるので留意のこと。

(2) ガス化手法によって得られたガスを燃料として利用する場合の対応

ガス化手法によって得られた水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを燃料として利用することは、固形燃料化と同様に緊急避難的・補完的取り扱いとなっており、登録は可能ですが入札には参加することができません。

3. プラスチック資源循環促進法への対応

協会では、令和3年6月4日に成立した「プラスチック資源循環促進法」（略称）について、主務省庁（環境省及び経済産業省）と、具体的な運用に関する協議を行っています。

令和5年4月からの製品プラスチックの引き取り及び再商品化に向けて、再生処理事業者が準備できるよう、令和3年度末までには、市町村からの引き取り品質ガイドラインや再生処理ガイドライン等の検討を行い、整備ができ次第お知らせする予定です。

以上